

【別紙】クロネコメール便の廃止について

目次

1. クロネコメール便 廃止の理由
2. クロネコメール便の商品概要
3. クロネコメール便のこれまでの歩み
- 4-1. 信書規制に関するアンケートについて
- 4-2. 曖昧でわかりにくい信書の定義①
- 4-3. 曖昧でわかりにくい信書の定義②
- 4-4. お客様のリスク
- 4-5. お客様の信書に関わるリスクをふせぐための当社の取り組み
- 4-6. 「『外形基準』の導入による信書規制の改革」について

平成27年1月22日

ヤマト運輸株式会社

1. クロネコメール便 廃止の理由

お客さまが、法違反の認識のないまま信書を送ってしまい、郵便法違反容疑に問われるリスクをふせぐため、クロネコメール便を廃止します。

法違反の認識がないお客さまが容疑者になるリスクをこれ以上放置することは、当社の企業姿勢と社会的責任に反するものです。

これまでも当社は、お客さまのリスクを防ぐため、クロネコメール便の出荷の際の内容物の確認を徹底し信書の混入をふせぐ、荷受の厳格化に努め、お客さまへの注意喚起を行ってきました。

また、総務省 情報通信審議会 郵政政策部会において、誰もが見た目で判断できる「『外形基準』による信書規制の改革」を提案し、「信書」を送ってしまったお客さまへの罰則規定を廃止し、送ったお客さまではなく、「信書」を受け付けた運送事業者のみが罰せられる基準への変更を主張してきましたが、結局、受け入れられませんでした。

当社は、規制の変更がなされないままの状況では、お客さまにとっての『安全で安心なサービスの利用環境』と『利便性』を、当社の努力だけで持続的に両立することは困難であると判断し、クロネコメール便のサービスを廃止する決断に至りました。

2. クロネコメール便の商品概要

カタログやパンフレットなどの「非信書」を、荷物の外装に記載された宛先のポスト等にお届けするサービスです。

■ 取り扱いサイズ

長辺 34 cm 以内

長辺 34 cm 以内・厚さ 2 cm 以内 の
縦+横+厚さの合計が 60 cm 以内 で
重量 1,000 g 以内のもの

$A + B + C = 60 \text{ cm 以内}$

1円玉の直径が 2 cm です。

大きさの下限は、長辺 14 cm・短辺 9 cm・
厚さ 1 mm で重量 10 g 以上となります。
※大きさの目安は「はがき」以上

厚さは、お荷物の一番厚くなっている箇所を指します。

厚さ 2 cm 以内

■ サービスレベル

目安として400km圏内は翌々日、
400km圏以上は発送日を含め4日目
のお届け(離島・一部地域を除く)

■ 料金

(税込み)

サイズ	A4 (角2封筒) 以内 厚さ=1cmまで	A4 (角2封筒) 以内 厚さ=2cmまで
料金	82円	164円

※全国一律料金

■ 料金(速達)

(税込み)

サイズ	A4 (角2封筒) 以内 厚さ=1cmまで	A4 (角2封筒) 以内 厚さ=2cmまで
料金	185円	267円

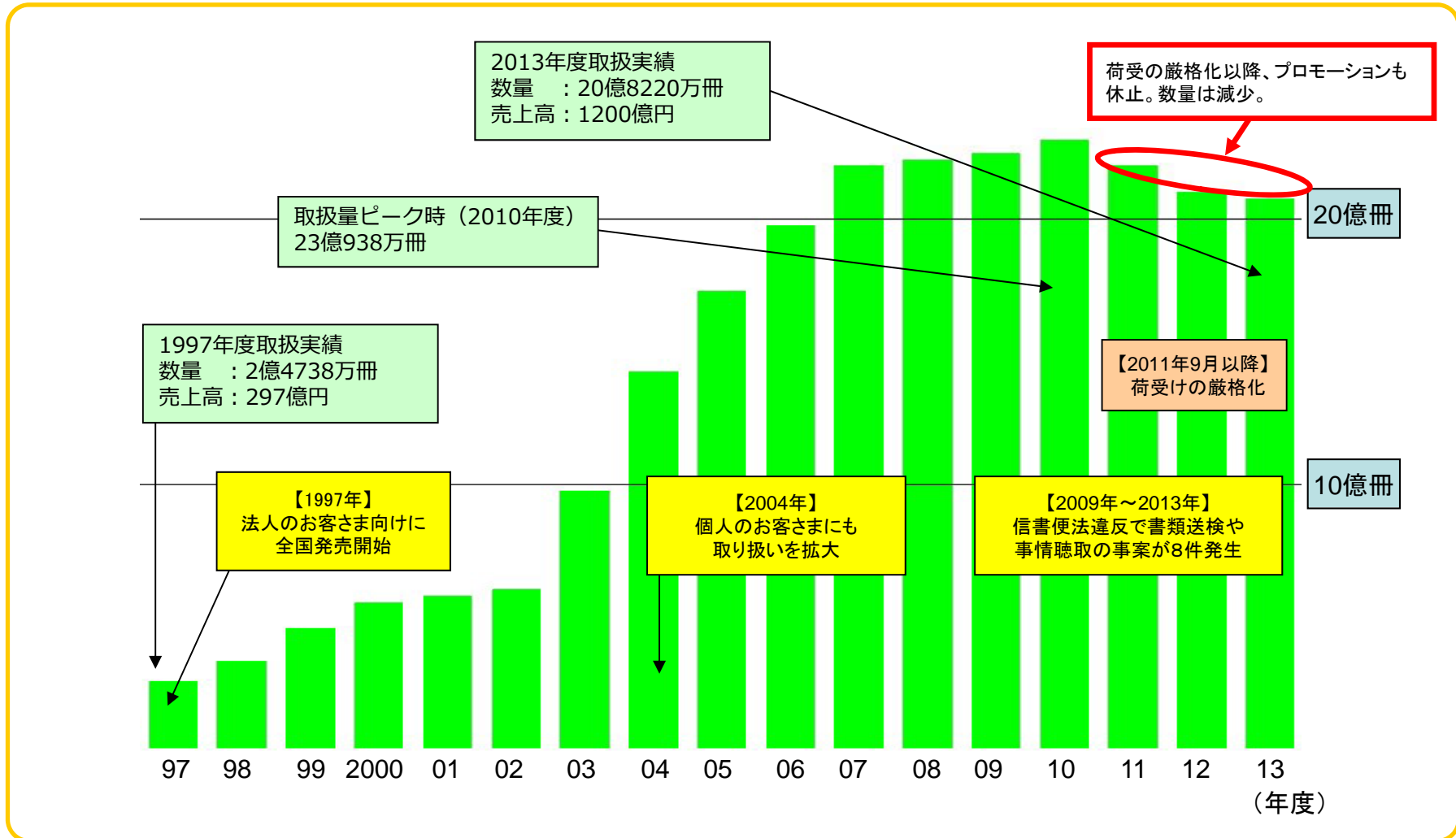
※全国一律料金

■ サービスレベル(速達)

目安として600km圏内は翌日、600km
圏以上は翌々日のお届けになります。
(離島・一部地域を除く)

3. クロネコメール便のこれまでの歩み

1997年の発売以来、リニューアルや付加価値機能の追加を順次行い、今では年間約21億冊、日本のメール便のおよそ4割を取扱うサービスに成長しました。

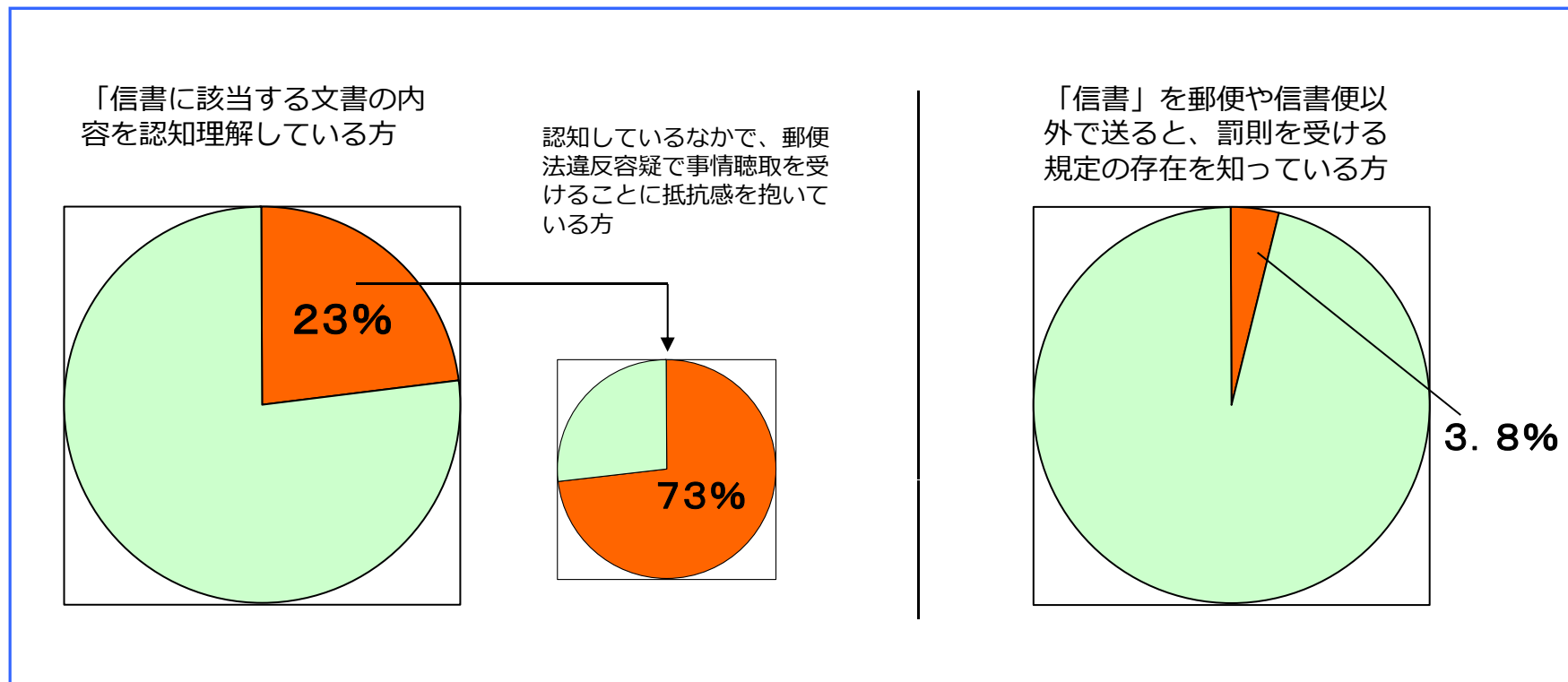


4 - 1. 信書規制に関するアンケートについて

普段から郵便や宅配便を利用している方に対しアンケートを実施した結果、何が信書にあたるのかを理解している方は全体の23%、また、メール便で「信書」を送ると罰則を受ける可能性があることを知っている方は、わずか3.8%でした。

ヤマトビジネスメンバーズ（※）にご登録いただいている方を対象とし、2014年3月26日～27日の2日間で、1,010名の方から回答をいただきました。

※当社の展開する法人向けWEBサービスに登録いただいている会員のこと



4-2. 曖昧でわかりにくい信書の定義①

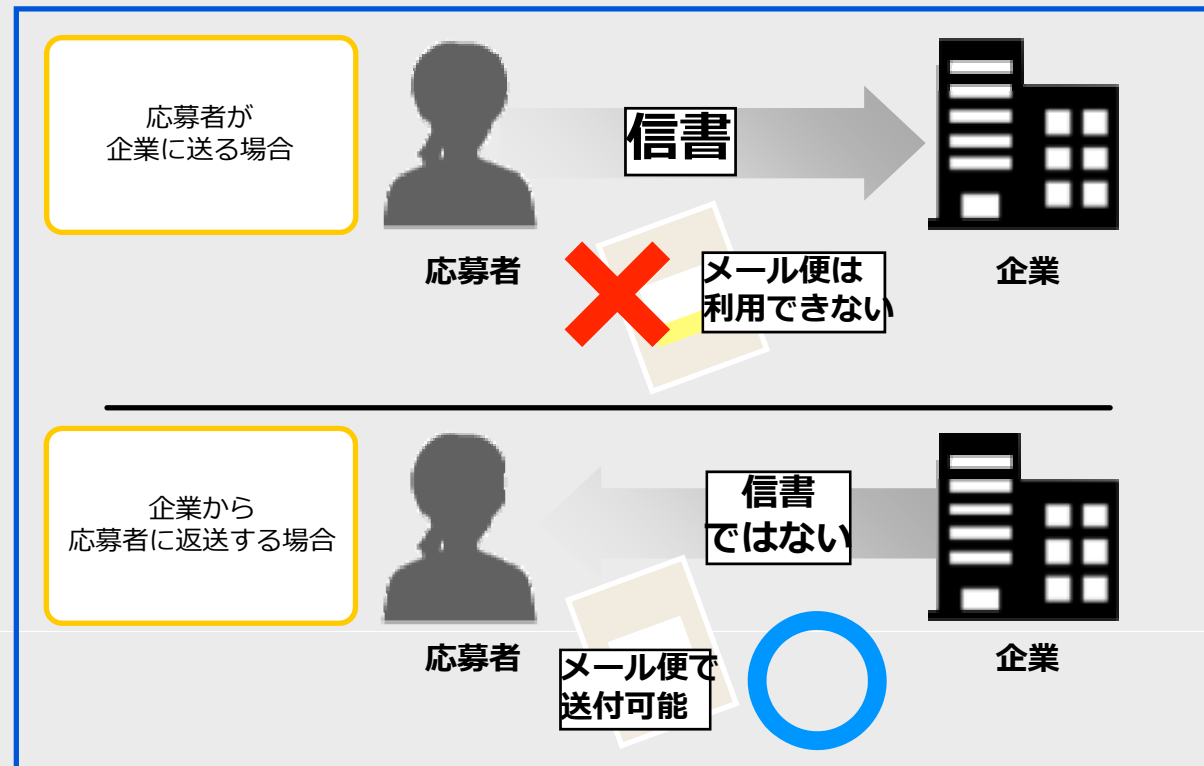
信書とは、

『特定の受取人に対し、差出人の意思を表示し、又は事実を通知する文書』とされています。

郵便で送ることは許されても、メール便で送ることができない「信書」。

しかし、何が信書かは曖昧でわかりにくいものとなっています。

履歴書を例にすると



その他の例

- ・請求書を取引先から受取る時は「信書」ですが、同じものを社内の別部署に送付するときは「非信書」
- ・住民票等の書類を行政機関から受取る時は「信書」ですが、同じものを離れて暮らす家族に送付するときは「非信書」

4 - 3. 曖昧でわかりにくい信書の定義②

何が信書に該当するのか、総務省は「信書に該当する文書に関する指針（信書のガイドライン）」、「『信書に該当する文書に関する指針』Q&A集」を公表して説明に努め、相談窓口を設けています。しかし、相談窓口を設置すること自体、信書に該当するか否かの判断が困難である事を示しています。

信書に該当する文書

◇は個々の相談事例において判断されたもの

●書状 ●請求書類

納品書、領収書、見積書、願書、申込書、申請書、申告書、依頼書、契約書、照会書、回答書、承諾書、レセプト（診療報酬明細書など）、◇推薦書、◇注文書、◇年金に関する通知書・申告書、◇確定申告書、◇給与支払報告書

●会議招集通知類

結婚式などの招待状、業務を報告する文書

●許可書類

免許証、認定書、表彰状
※カード形状の資格の認定書などを含みます。

●証明書類

印鑑証明書、納税証明書、戸籍謄本、住民票の写し、◇健康保険証、◇登記簿謄本、◇車検証、◇履歴書、◇給与支払明細書、◇産業廃棄物管理票、◇保険証券、◇振込証明書、◇輸出証明書、◇健康診断結果通知書・消防設備点検表・調査報告書・検査成績票・商品の品質証明書・その他の点検・調査・検査などの結果を通知する文書

●ダイレクトメール

- ・文書自体に受取人が記載されている文書
- ・商品の購入等利用関係、契約関係等特定の受取人に差し出す趣旨が明らかな文言が記載されている文書

信書に該当しない文書

◇は個々の相談事例において判断されたもの

●書籍類

新聞、雑誌、会報、会誌、手帳、カレンダー、ポスター、◇講習会配付資料、◇作文、◇研究論文、◇卒業論文、◇裁判記録、◇図面、◇設計図書

●カタログ ●小切手類

手形、株券、◇為替証書

●プリペイドカード類

商品券、図書券、◇プリントアウトした電子チケット

●乗車券類

航空券、定期券、入場券

●クレジットカード類

キャッシュカード、ローンカード

●会員カード類

入会証、ポイントカード、マイレージカード

●ダイレクトメール

- ・もっぱら街頭における配布や新聞折り込みを前提として作成されるチラシのようなもの
- ・もっぱら店頭における配布を前提として作成されるパンフレットやリーフレットのようなもの

●その他

◇説明書類（市販の食品・医薬品・家庭用または事業用の機器・ソフトウェアなどの取扱説明書・解説書・仕様書、定款、約款、目論見書）、◇求人票、◇配送伝票、◇名刺、◇パスポート、◇振込用紙、◇出勤簿、◇ナンバープレート

4-4. お客様のリスク

お客様にとって、何が「信書」であるかがわかりにくいにも関わらず、メール便で「信書」を送ると、運送事業者だけではなく、送り主であるお客様までが罰せられます。

これまでにお客様がクロネコメール便で信書を送ってしまった結果、郵便法違反容疑により警察に取調べを受けたり、書類送検されたケースが発生しています。

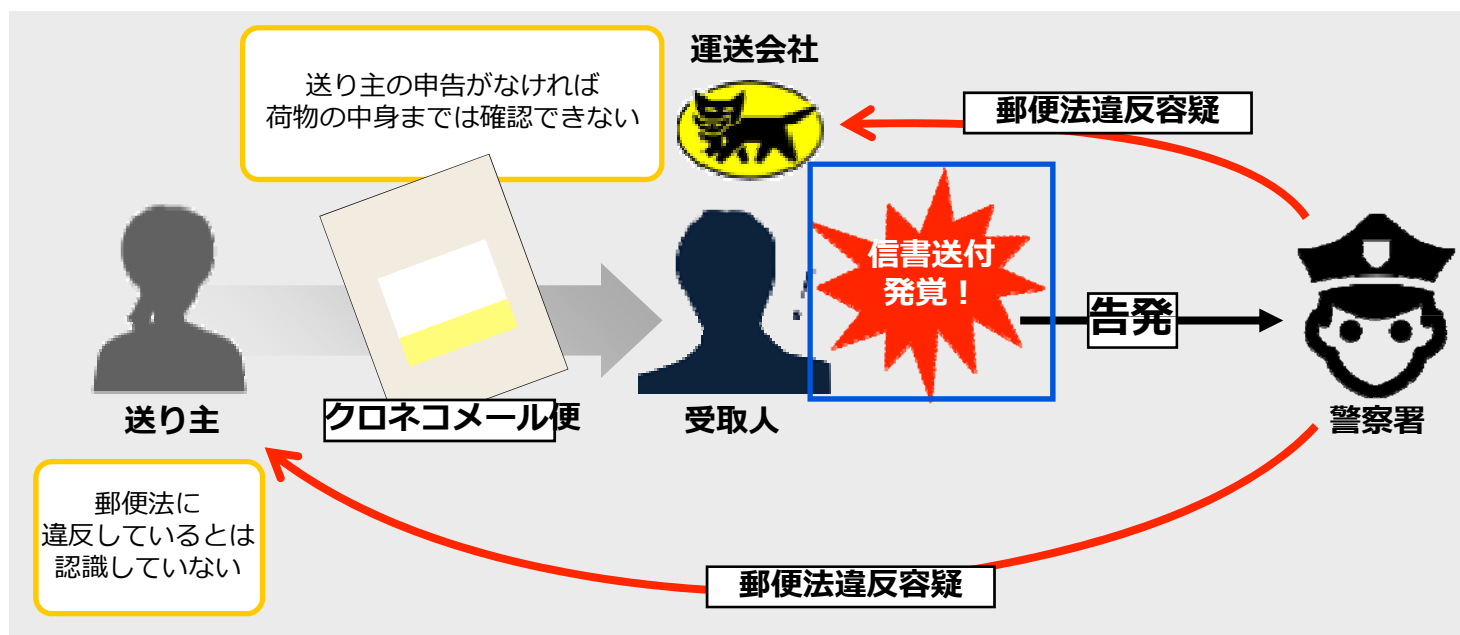
郵便法違反事例件数（総務省資料による）

2006～2010年度 **79件**

（警察による事情聴取／うち3件は書類送検）

当社における郵便法違反発生件数

2009～2013年度 **8件**



4 - 5. お客様の信書に関わるリスクをふせぐための当社の取り組み

お客様が信書を送ってしまうリスクを当社では重く受け止め、クロネコメール便を出荷される際の荷受けを厳格化し、お客様へ注意喚起をはかるとともに、「『外形基準』の導入による信書規制の改革」を主張してきました。

1997年
定期購読紙や通販カタログを送る法人のお客様のニーズに応え、クロネコメール便の全国発売を開始

2002年
「民間事業者による信書の送達に関する法律（以下、信書便法。2003年4月施行）」案が国会に提出されたが、郵便と同じビジネスモデルの強制であり、民間の創意工夫を阻害する「民間官業化法案」であると判断して、同法の事業者にはならないことを表明

2004年
お客様のニーズに応え、誰でもいつでも手軽にご利用いただけるように利用条件を緩和し、個人の方にも取扱いを拡大

2009年～2013年
郵便法違反容疑で、当社だけでなく、送り主であるお客様も、警察から事情聴取を受けたり、書類送検されたりするケースが断続的に発生

2011年9月～
クロネコメール便の出荷に際し、送り主であるお客様に、信書が入っていないことを確認していただくと同時に、署名をしていただくよう荷受方法を厳格化

2013年4月
内閣府規制改革会議にて「信書」定義の撤廃、次善策としての定義の明確化及び罰則の対象の縮減を主張

2013年12月
総務省 情報通信審議会 郵政政策部会（以下、郵政政策部会）にて、「外形基準」の導入による信書規制の改革を主張

2014年3月
郵政政策部会で、「『外形基準』の導入による信書規制の改革」案は受け入れられず

The image shows a sample of a Kuroneko Mail Order Form (クロネコメール便出荷票). The form includes fields for recipient name, address, and phone number. It also has a section for '1. 領収書・出荷確認書貼付欄' (Receipt/Shipping Confirmation Sticker) and '2. お問い合わせ番号貼付欄' (Inquiry Number Sticker). A red box highlights the signature field (署名) and another red box points to the text '次ページで参照' (Refer to the next page).

次ページで参照

4-6. 「『外形基準』の導入による信書規制の改革」について

お客さまが、法違反の認識のないまま信書を送ってしまうことをふせぐため、2013年12月に、総務省 情報通信審議会 郵政政策部会にて、誰もが見た目で判断できる「『外形基準』の導入による信書規制の改革」を提案し、違反した場合でもお客さま（送り主）の罰則規定を廃止すべきと主張しました。

「信書」をメール便で送ると、運送事業者だけでなく、送ったお客さままでもが罰せられます。

そこで当社は、内容物によってではなく、誰もが見た目で判断できる「『外形基準』の導入による信書規制の改革」を提案しました。

外形基準の導入によって、送ったお客さまではなく、「信書」を受け付けた運送事業者のみが罰せられる基準への変更を訴えました。

2014年3月、郵政政策部会の中間答申が発表され、お客さまが郵便法違反の容疑者にされる不安を解消するための当社の主張は、受け入れられませんでした（当社3/13リリース「総務省 情報通信審議会 郵政政策部会の中間答申に対する当社の見解（http://www.yamato-hd.co.jp/news/h25/h25_86_01news.html）」）。依然として、お客さまのリスクをふせぐことができない状況となっています。このときを契機に、クロネコメール便の廃止について具体的な検討をはじめ、本日の発表に至りました。

「外形基準」の導入による信書規制を改革

